役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益財団法人榊原記念財団（以下「この法人」という。）の定款第 15 条及び第 32 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、この法人の適正な運営を図ることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第 12 条に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　常勤役員の報酬は年額（又は月額）とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

３　評議員には、定款第 15 条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

４　常勤役員・評議員及びその他特に功労のあった役員に対し、退職手当を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第４条　この法人の役員・評議員の報酬額は、「役員の報酬等の支給基準（別表第１）」、「評議員の報酬等の支給基準（別表第２）」に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　常勤役員に対する退職手当は、「常勤役員等の退職手当の算出要領（別表第３）」

に定める算式による。

３　退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（報酬の支給日）

第５条　報酬は、年間報酬額を定める場合についても、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払う。非常勤役員等にあっては、理事会出席等、必要の都度、支払う。

（報酬等の支給方法）

第６条　報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（通勤費）

第７条　役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

（費　用）

第８条　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払い、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補　則）

第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附　則

1. この規程は、公益財団法人榊原記念財団の設立の登記の日（平成 23 年 2 月 1 日）から施行する。
2. この規程は、令和 8 年 3 月 27 日に遡って施行する。

（別表 第1）

役員の報酬等の支給基準

（百万円）

役 職 名	支給基準年俸
代 表 理 事	15～20
専 務 理 事	15～25
常 務 理 事	10～20
理　　事　（職員兼務）	8～27
理事・監事　（非常勤役員（日当　3万円税別　×　3回　×　14名））	2～3
年間報酬総額	183

（別表 第2）

評議員の報酬等の支給基準

（百万円）

役 職 名	職　務　内　容	支給基準年俸
評　議　員	評議員会出席 （日当　3万円税別　×　2回　×20名）	1～2
計	年間報酬総額	2

（注）交通費、宿泊費等については、実費を支給のこととする。

（別表 第3）

常勤役員等の退職手当の算出要領

退職手当＝年間報酬額÷（12ヶ月＋5ヶ月賞与見合分）×（在職年数－2）

（注）算出の詳細は榊原記念病院・クリニックの退職金規程を準用（ただし、退職金支給対象者は定年前の役員で、顧問は対象としない）。

2023.6.27